特集:所得保障と2025年;ここ四半世紀の社会・経済の変化と少子高齢化の影響の考察

現行社会保障制度に基づく非正規労働者の老後生計費問題: 予備的考察

山本 克也*

抄 録

本稿では現行の社会保障制度の下で、非正規雇用者の老後生計費を試算し、非正規雇用者の将来の困窮の程度を示した。方法は単純で、試算年金所得マイナス試算基礎的消費支出を作成し、これが赤字か黒字かで評価する。試算の結果、平均的な基礎年金を受け取ることができれば、おおむね基礎的消費支出は賄うことができることが分かった。その意味で、基礎年金はその役割は果たしていることになる。ただし、免除や未納は禁物で、試算によれば、少なくとも400カ月以上の加入が必要である。

また、本稿における試算では医療・介護リスクを十分に検討していないので、この備えは必要となる。 厚労省の「国民健康・栄養調査 平成26年」によると、低所得者が気をつけなければならないこととして、野菜類や肉類の摂取量を多くする、禁煙、健診の受診、口腔ケアをあげている。特に本稿で考察した若年の非正規雇用には時間があるので、医療・介護リスクは最小にすることが望まれる。

キーワード:非正規雇用、老後生計費、基礎年金、基礎的消費支出

社会保障研究 2016, vol. 1, no. 2, pp. 446-460.

I はじめに

周知の通り、非正規雇用者といっても多様であり、所得を軸に考えれば高所得の者もいれば低所得の者もいる。また、勤続年数を軸に考えれば長年に渡って非正規雇用で就労する者もいれば、正規雇用化する者もいる¹゚。例えば、"いったんは非正規社員から正規社員に移行したことある人のうち、現在(2008年10月~12月に実施した「働くことと学ぶことについての調査」)も正規社員に留

まる人は7割強に過ぎず、非正規社員が2割、自営や家業が1割となる。非正規社員から正規社員へと移行できても、その後に再び非正規社員に移行する人が少なくなく、移行後に正規社員として継続的に働き続けることになるとは限らないことを示している〔佐藤ほか(2010)p.5〕"という労働政策研究・研修機構(JILPT)のレポートもある。すなわち、佐藤ほか(2010)では、近年では「ずっと正社員」である者の割合が減り、「ずっと非正規社員」と「非正規→正社員」という者の割合が増えていることを明らかにしている。

^{*} 国立社会保障 · 人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部第4室長

¹ 「日本再興戦略」改訂2015 (平成27年6月30日閣議決定)では、非正規社員を正社員に転換することを加速させていくことが盛り込まれたことを踏まえ、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等の雇用対策を総合的に推進するために平成27年9月24日、厚生労働大臣を本部長とする「正社員転換・待遇改善実現本部」を設置している。

象徴的なのは厚生労働省(以下,厚労省)の労働経済の分析²¹における,"格差拡大の早期化が続き,25~29歳層の中位数部分でみられた分布の頂点の鋭角部分も1973年から77年生まれの世代からはみられなくなり,非正規雇用の増加によって,学校を卒業し,社会に出る最初の段階で大きな格差が生じる就業状態が生まれている"という記述で,今までのように,中高齢期になって,はじめて非正規化するということへの対策に加えて,ずっと非正規という者の対策が必要になってきている。

本稿では現行の社会保障制度の下で、非正規雇用者の老後生計費を試算し、非正規雇用者の将来の困窮の程度を示す。方法は単純で、試算年金所得マイナス 試算基礎的消費支出を作成し、これが赤字か黒字かで評価する。非正規雇用者に対する厚生年金への適用拡大は進められてはいるが、一方で国際競争との兼ね合いで労務費用の高騰は避ける必要もあるだろう。そうなると、現行の年金制度下では非正規雇用者の年金は基礎年金を中心に考えざるを得ないことになる。

基礎年金が基礎的消費支出を支える存在である ことが明記されたのは、「・・公的年金は老後の所 得保障の柱であり、老後の生活のたしかな支えと ならなければならない。しかし、公的年金は老後 の生活の全部を支えるものではない。(中略)働 ける間の稼動収入はもちろんのこと、老後に備え た個人の貯蓄や私的年金、資産収入、それから親 族扶養もまた老後の生活を支える重要な手段であ る。しかも基礎年金は公的年金の全部ではなく. 一階部分の年金であり、サラリーマンのみならず 自営業者にも共通する年金である。〔吉原 (1987), pp.44-45]」とあるように、まさに基礎年 金の導入時である。言い換えれば、基礎的消費支 出も支えられないような基礎年金の給付水準には 意味がないことになる。その意味でも、基礎年金 の水準が現在の非正規雇用者の将来の基礎的消費 額を賄えるかをチェックすることには意義がある ものと思われる。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、Ⅱ.

で先行する研究を概観し、III. で最近の非正規雇用の動きについて若干触れ、IV. で分析の方法を示し、V. で結果の報告、VI. のおわりでまとめと考察を加える。

Ⅱ 先行する研究

非正規雇用者の老後生計費問題を取り扱う研究は、管見の限りほとんどない。社会保障と非正規雇用者を巡る研究は、基本的に国民年金の保険料未納・未加入問題の原因を探ること(因果推定)に割かれ、一部を除いて非正規雇用者の生活自体にはあまり関心が払われて来なかったように思われる。駒村・山田(2007)の図表2には、少なくとも2005年までのこうした"因果推定"研究の経緯が掲載されている(その後の研究はデータソースをインターネット調査に求めるだけで、結果に大きな影響はない)。

もっとも, 高齢者家計自体の分析には, 岩田 (1989) が有名であるが、他にも膨大な研究が存在 する。例えば、高山・有田 (1992a、1992b) が「全 国消費実態調査(以下、全消) | の個票データを用 いた研究で高齢者家計の潤沢な年金資産を示し、 また、税・社会保険料の優遇措置から、70~80年 代に架けて蔓延した"高齢者かわいそう論"に一 石を投じた。同様に、総務省統計局も2004年の全 消を用いた「世帯類型別にみた家計」で、豊かな 高齢世帯像を示している(夫60歳以上の夫婦のみ 世帯が、他の世帯に比べて教養娯楽サービスや交 際費などが多いという結果)。しかし、近年では、 有森(2007) や山田(2012) のように、単身・高 齢・女性をはじめとして貧困高齢者の存在を示唆 する研究もある。また. 伊藤 (2011) では厚生労 働省の「国民生活基礎調査」、総務省統計局の「全 国消費実態調査」、「家計調査」を用い、伊藤 (1990) によって示された. いわば"古典的"な収支 項目分類を用いて「要介護認定者のいる世帯」の 家計構造を分析している。

こうした"古典的"な家計構造分析を一歩進めた

²⁾ 厚生労働省(2011)『労働経済の分析 平成23年版』,第3節 勤労者生活の課題勤労者生活の課題3,p.251

試算としては、最近では、まず、是枝(2012)が 消費税率引上げを含む最新の税・社会保障の改正 の効果を、現在時点(2011年)と2016年時点で比 較する試算を実施した。「75歳以上夫婦世帯」, 「75歳以上単身女性世帯」等の5類型の世帯を想定 し, 平均的な収入等を仮定して分析で. 高齢世帯 に限ると、物価スライド特例水準の減少と介護保 険料の増加が、消費税率引上げに次ぐ可処分所得 減少の要因であるとしている。また、山本(2013) では, 夫婦世帯, 男女別単身世帯, 遺族世帯(女 性) 別に世帯主の年齢が65~69歳. 75~79歳の2種 類の年齢階層に分けて試算している。厚労省「財 政検証プログラム | を利用し、消費支出等も推計 し 試算医療・介護費用を年金等の資産で賄える か否かの検討を実施している。結果として、夫が 妻を介護する場合、夫が有業者であるならば、就 労継続の観点から妻に施設介護サービスを受給さ せた方が良いという結果になっている。

山本(2013)を発展させた山本(2014)では、 各種公的データを利用して世帯主(配偶者の年齢 も同じと仮定)の年齢が65~69歳.70~74歳.75 歳以上で、現役時代に被用者年金制度に加入歴の ある夫婦世帯、単身の男・女世帯と遺族世帯の家 計を再現し、年金額と雇用者所得の動態(要介護 により離職する) に着目して2025年までの高齢者 家計の試算を試みている。試算に際して、1)基本 ケース. 2) 単純に離職した場合. 3) 要介護者が 出現し離職した場合・離職しなかった場合の消費 支出への影響を試算し、要介護者が出現し、かつ、 離職した場合の消費支出への影響が最も大きいこ とを見いだしている。また、夫婦共に要介護状態 になった場合、消費支出を約半減させる必要があ る可能性を示している。山本(2014)では、単身 世帯も分析しており、単身・女性・高齢者の貧困 は伝えられていたが、男性の単身高齢者も各ケー スで単身女性と同程度に貧困に陥る可能性が示さ れている(単身と言っても、遺族:夫に先立たれ た妻の場合は、遺族年金が非課税なので、各ケー

スでそれほど大きな影響を受けない)。

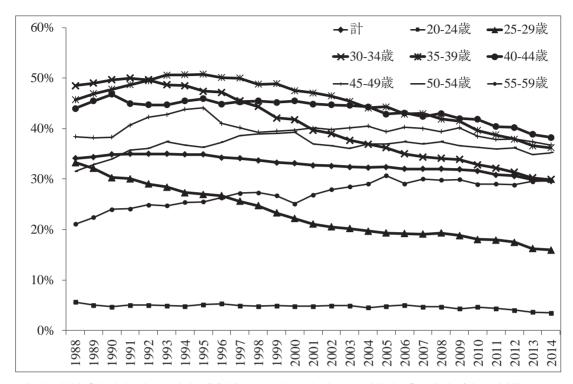
一方. "量"としての非正規雇用者に対してのア プローチは、例えば厚生労働白書を見ると、非正 規雇用者の問題を時系列分析あるいは二時点間の 比較といった方法によって現状把握に努めること に力点が置かれている。これは、社会保険制度 (言い換えれば、企業負担重視型の社会保障制度) を重視している政府・厚労省の立場からすれば仕 方がないことである。また、IILPTの研究グルー プでは、同じくJILPTが2~3年おきに出す「労働 力需給の推計 | の2013年版を基に、非正規雇用者 の将来試算を行っている。これによると、労働受 給を考慮に入れ、かつ、このプロジェクトが2014 年2月に実施したアンケート調査結果データの集 計分析結果から、今後の正社員数は160万人強と かなりの増加となり、非正規割合は34.6%に低下 すると試算されている「浅尾裕ほか、2015」。

こうした中,非正規雇用者の老後生計費問題を直接に検討しているのが辻(2008)と藤本(2009)である。辻(2008)では,就職氷河期(高等学校卒の場合1975年頃~1985年頃に生まれた者,大卒の場合なら1970年頃~1980年頃に生まれた者)の世代の働き方と社会保険,国民年金・国民健康保険等の組み合わせにより,男女別×8種類のタイプに労働者を分類し,余命と最低生計費を勘案した上で老後生活保護リスクを計算している(出てきた数値は,やや刺激的で,およそ77万人が生活保護になり約17兆から19兆円の費用が必要というものであった)。

また、藤本(2009)の非正規雇用の年金モデルは、厚労省の報告する「平成21年度の年金額について³³」のモデル年金給付額から厚生年金保険の失権確率を利用して年金額を調整し、非正規雇用者の年金額を算出している。そして、総務省統計局の「全国消費実態調査 平成16年版」の夫婦世帯・単身世帯の消費支出と比較し、年金額(収入)を増やすための制度変更を検討している。藤本(2009)では、モデル非正規雇用世帯(単身男性⁴)

³⁾ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/nenkin01/21.html (2016年7月1日最終確認)

^{***・}藤本(2009)では、男子・女子という言葉使いであったが、ここでは男性・女性と改めている。計算は夫婦世帯と単身女性世帯も実施している。



出所)厚生労働省「厚生年金保険·国民年金 事業年報 昭和59年~平成26年」,総務省統計局「人口推計 各年3月確定值」

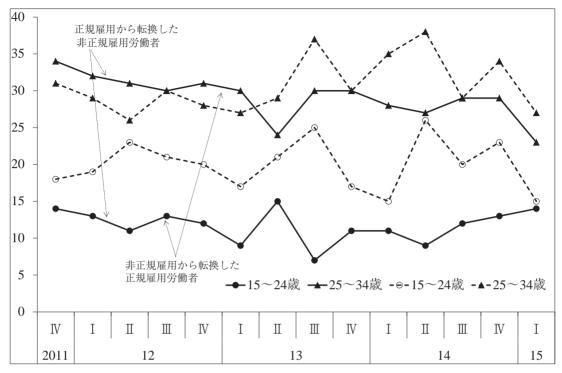
図1 3号被保険者の年齢別割合の推移

の老後所得を非正規雇用者(男性)の平均的収入合計,平均的失業確率,平均的就業期間中の厚生年金保険の加入割合・就業期間中の公的年金の未加入割合を使用して,厚生年金保険のモデル給付額(報酬比例年金:93,399円,基礎年金:65,008円)との比例計算により算出している。

この比例計算をする理由は、後に政策変更のシミュレーションを実施するための仕掛けであるが、この仕掛が式1の中に多分に曖昧さを導く原因となっている(後述)。

Ⅲ 非正規雇用の現状

非正規雇用者の老後生計費問題が社会問題化するか否かは、その絶対量によるものと考えられる。総務省統計局(2015)によれば、いわゆる「不本意型」非正規雇用者とも呼ばれる『正規の職員・従業員の仕事がないから非正規雇用の職に就いた者』の割合は、非正規雇用者の18.1%(331万人、2014年の数値)に過ぎない(うち、転職を希望する者は159万人;48%である)。言い換えれば、時間の都合のつけやすさや家計の補助を得ること等を理由として非正規雇用を選択している者が多いという印象を与えている。こうした印象



出所) 厚生労働省「平成27年版 労働経済の分析」付属統計図表p.233付1-(2)-1表

図2 雇用形態の転換状況

は、非正規雇用者の内訳からみて女性のパート・ アルバイトが多いこと、すなわち、こうした女性 の多くが国民年金の3号被保険者を暗示させると いう効果を持っている(厚生労働省の平成23年版 「労働経済の分析 | と対称的である)。しかし、実 際の3号被保険者のトレンドは減少傾向にあると 言って良い。図1に3号被保険者の年齢階級別人数 を当該年齢階級別人口で除した割合の推移を示し ている。これを見ると、その傾向は50歳以上とそ れ未満で大きく分かれる。特に、晩婚化や共働き でないと生活できない25-29歳、30-34歳、そして 34-39歳といった年齢階級では、3号被保険者の割 合が急速に低下していることが見て取れよう。こ うして見ると、いわゆる専業主婦のパート労働が 非正規雇用の代表という時代は過ぎようとしてい るのかも知れない。すなわち、女性の場合、専業 主婦という一種の身分保障をされてからパートに 出るということではなく、単身でパートあるいは アルバイト的労働をせざるを得ない場合が増えて いる可能性が考えられよう。

また、厚労省の労働経済の分析⁵⁾によれば正規雇用化の人数については若干の増減はあるものの、好景気に支えられた正規雇用の需要の増大等の影響もあり、2011年10~12月期において77万人であった転換者数は、2014年10~12期には92万人まで増加し、足下の2015年1~3月期には77万人となった。年平均の推移をみると2012年は78.5万人、2013年は81.5万人、2014年は87.5万人となっており、正規雇用化への動きは強くなっているとみられる。なお、「非正規雇用から転換した正規雇用労働者」と、「正規雇用から転換した非正規雇用労働者」の数を比べてみると、55歳以上で「正

 $^{^{5}}$ 厚生労働省(2015) 『労働経済の分析 平成27年版』第1章 労働経済の推移と特徴第2節 雇用,失業等の動向, 0 p.29。

規雇用から転換した非正規雇用労働者」の数が多いことから、総数でみれば、「非正規雇用から転換した正規雇用労働者」の数の方が「正規雇用から転換した非正規雇用労働者」の数よりも少なくなっている。一方、年齢階級別でみると、2011年10~12月期から2015年1~3月期まで一貫して、15~24歳層において、「非正規雇用から転換した正規雇用労働者」の数が、「正規雇用から転換した非正規雇用労働者の数」を上回っており、若年世代での正規雇用化が進んでいることが分かる。

Ⅳ 分析の方法

非正規雇用者(本稿では就労期間の多くを非正規就労する者を指す)の年金を試算するのは難しい。仮に、全就労期間が非正規であれば、基礎年金のみの受給になるので至極単純であるが、厚生年金の加入歴は1ヶ月でもあれば基礎年金に報酬比例部分が付く(基礎年金の受給権の獲得が条件だが)。現行制度では、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上で基礎年金の受給権は獲得出来る(2012年8月10日に成立した公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律で年金の受給資格期間を現在の25年から10年に短縮するとなったが、消費税の引き上げが条件となっているために、現行法だと少なくとも2019年10月までは最低加入期間は25年のままである)。

では一体、公的年金への保険料支払い可能期間に、正規雇用された期間と非正規雇用であった期間がどれぐらいの割合で、かつ、その期間の報酬はいくらであったかという公的統計は存在するのか。厚労省の発行する『厚生年金保険・国民年金事業年報』は、それぞれの被保険者および受給者情報が掲載されているのみで、国民年金と厚生年金の両方の加入歴を示すデータはひとつも存在しない。例えば、縦軸に厚生年金の加入月数、横軸に国民年金の加入月数という表を新規裁定者について標準報酬毎に示してもらえば、年金の試算は

もっと精度が上がることになる。

しかし、ここでは実行できることを模索し、基 本的には藤本(2009)の考え方を踏襲する。藤本 (2009) では、モデル非正規雇用世帯(単身男性) の老後所得を非正規雇用者 (男性) の平均的収入 合計, 平均的失業確率, 平均的就業期間中の厚生 年金保険の加入割合・就業期間中の公的年金の未 加入割合を使用して、厚生年金保険のモデル給付 額(報酬比例年金:93.399円 基礎年金:65.008 円)との比例計算により算出している。式1を見 ればわかりやすいが、第1項が報酬比例部分を表 し, 第2項が基礎年金部分を表す。現行の社会保 障制度では、社会保険適用事業所において20歳未 満で正規の就労を開始しない限り、まず、第1号被 保険者になる。それから、社会保険適用事業所に おいて20歳以上で正規の就労を開始すると第2号 被保険者に変わる。式1では、例えばずっと非正 規雇用であった者については、就業期間中の厚生 年金加入割合がゼロとして表現できることにな る。

藤本(2009)の問題点は、藤本(2009)自体で も指摘されていることだが、正規雇用者の失業と 非正規雇用者の失業を区別できていないことが挙 げられる。式1の第1項は報酬比例部分の計算の |1一失業確率| という項の失業確率が、データと して性別では取れるのだが、非正規・正規の区別 では取れない。したがって、やや過剰になってい るということがある(それでも、失業確率の分母 には労働力人口から正規雇用者を差し引くなど. 接近は試みられている)。これに関しては、さら に、正規雇用と非正規雇用の失業率を分けて考え るべきか否かは議論があるだろう。昔のように. 非正規雇用は雇用の調整弁の一つとは考えにくく なりつつあるからである。総務省統計局の労働力 調査年報6によると、非正規雇用者はおよそ4割に まだ拡大し、特に若年男性の拡大は大きいとされ ている。そうすると、非正規の安易な首切りは企 業自体の生産活動に重大な影響を及ぼす可能性が 高くなっていると思われる。藤本(2009)のモデ

⁶⁾ 総務省統計局『平成27年 労働力調査年報』I基本集計p.9 http://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2015/pdf/summary1.pdf (2016年7月11日最終確認)

ルの特徴は、失業確率と就業期間中の厚生年金加 入割合をシミュレーションの政策変数として、共 に年金額の増額(モデル年金の金額に接近)に利 用している。すなわち、

の項は、モデル年金の設定での標準報酬額の総支 払い額に対する非正規雇用者の総支払額に、就業 していた割合を乗じて、モデル年金額を調整しよ うとするものである。そして、

の項は、まさしく、就業期間中に厚生年金に加入していた割合を示す。ただし、藤本 (2009) の非正規という言葉遣いには問題があるかもしれない。藤本 (2009) の非正規の言葉の使い方は、正規雇用者が何らかの理由により非正規化したが、人生の大半を正規雇用でまっとうした者の呼称のようである (藤本 (2009) の表4における年金額の高さも、それを物語っている)。しかし、非正規雇用者の問題は、人生のほとんどを社会保険適用事業所に勤務しながら、本人は社会保険の適用を受

けることが出来なかった者として推し量られる現 役時そして老後の困窮問題であると考えられる。 もちろん、正規→非正規転換者の老後生計費問題 も重要で、藤本(2009)では正規→非正規転換者 でさえ、老後に困窮する可能性を示唆するという 重要な結論を導いたという点で、その価値に揺る ぎはない(ここでは示していないが、女性の年金 算出式の報酬比例部分の項が男性と同じになって いることが挙げられる。厚労省の報告する「平成 21年度の年金額について」では、平均標準報酬額 に対しては"夫"のと明示しているが、藤本 (2009)では女性についても、この平均標準報酬額 を使用している。女性については、かなり過大な 試算になっている可能性は否めない)。

以上により、本稿では藤本(2009)の式1を式4 のように変更する。これは、式2や式3を用いての 政策シミュレーションは本稿では行わず、ただ収 入と公的年金の加入期間の変化のみによるカリブ レーションを実施するから

$$\frac{\text{加入期間1}}{480} \times 655,008$$
円 $\sim 658,500$ 円
+ $\frac{\text{加入期間2}}{480} \times 154,453$ 円 $\sim 557,813$ 円 式4

のようになる。

藤本(2009)では夫婦世帯をも想定していたが、 本稿ではこれは採用しない。等価計算の理屈から

XI 月上/从序/11日 / 只亚													
		男性		女性									
年齢	きまって支 給する現金	年間賞与その 他特別給与額	年間収入	きまって支給 する現金	年間賞与その 他特別給与額	年間収入							
~19	174.8	20.5	2118.1	163.3	29.4	1989.0							
20~24	203.1	74.2	2511.4	180.7	74.6	2243.0							
25~29	232.4	116.0	2904.8	197.8	124.7	2498.3							
30~34	245.7	134.5	3082.9	201.9	141.6	2564.4							
35~39	259.8	164.6	3282.2	201.7	156.1	2576.5							
40~44	262.0	154.0	3298.0	197.9	156.2	2531.0							
45~49	277.6	204.7	3535.9	194.3	157.4	2489.0							
50~54	270.7	194.9	3443.3	192.3	176.8	2484.4							
55~59	269.9	271.6	3510.4	186.6	187.4	2426.6							
平均	249.5	151.7	3146.3	195.1	136.8	2477.5							

表1 非正規雇用者の賃金

出所) 厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」一般労働者・雇用形態別・正社員・正職員以外計・年齢階級別きまって支給する現金給与額。所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

から考えれば結婚した方が現役時も老後も生活は 楽になるはずであるが、残念ながら人間はそれほ ど合理的な判断を下すことはできない(例えば、 2010年の総務省統計局「国勢調査」によると、 25~39歳の未婚率は男女ともに引き続き上昇して いる。男性では、25~29歳で71.8%、30~34歳で 47.3%、35歳~39歳で35.6%、女性では、25~29歳 で60.3%、30~34歳で34.5%、35~39歳で23.1%と なっている 7 。よって、単身世帯モデルのみを考 察する。試算対象は、辻(2008)を参考に、おお むね就職氷河期(1970年から1985年生まれ)世代 を対象とする。1970年生まれだと2035年から年金 を受給開始し、1985年なら2050年から年金を受給 することになる。

また、本稿では厚労省の「賃金構造基本統計調査」の非正規雇用者の賃金から直接に平均標準報酬を求め、厚生年金の年金額を算出した。非正規雇用者の場合、その賃金に対しては年功的要素がほとんど見られないのが特徴のひとつとなっている(正規雇用者と非正規雇用者の賃金カーブを比較し、非正規雇用者の勤続評価が著しく低いことを見いだしている®)。この表1から実際の男性の年収はおよそ314万円、女性のそれは248万円となっている。ただ、非正規雇用者の年収の分散は大きいと考えられるので325万円、275万円を基準として、さらに225万円、175万円という年収で年金額を試算した。

厚生年金(報酬比例部分)の年金額算出法は,

 $\{\sim$ 平成15年3月の平均標準報酬月額×(9.5 \sim 7.125)÷1000×加入期間+平成15年4月 \sim の平均標準報酬額×(7.308 \sim 5.481)÷1000×加入期間 $\}$ ×スライド分 $^{\circ}$ 式5

のようになっている。一方、基礎年金の算出方法

は基準とする金額こそ変わるが、藤本(2009)を 踏襲する。よって、新規裁定時の年金受給額は表 2のようになる。上述のように現行制度であれば、 年金制度の最低加入期間は25年であるから、まず 各年の基礎年金の欄の加入期間25年(300カ月)以 上を見れば良い(消費税の増税が成された場合を 考え、10年(120カ月)も計算してある)。しかし、 仮に、25年のうち10年は厚生年金に加入できた場 合、2035年に新規裁定で年金を受け取る場合、年 収300万なら基礎年金40,630円に報酬比例部分 14,453円を加えた55,083円が受け取れる年金額と なる。

収支は65歳の年金支給開始年齢から65歳の余命まで生きるとして計算される。よって、余命を考えるべきなのだが、結果として平成26年の厚労省の簡易生命表を試算期間中は使用せざるを得ない。恐らく非正規雇用者の男性(加えて単身)の寿命は短いと考えられるが、寿命と所得の関係に関する研究は、わが国では余り存在しない(数少ない例外は豊田(2011)である)。例えば、Raj Chetty et al.(2016) は、米国の富裕層は貧困層よりも少なくとも10年は長生きする可能性があり、また、高所得層のアメリカ人は2001年から14年までに年平均余命が2年から3年延びたが、低所得層にはほとんど変化が見られなかったと報告している。

こうした研究は、今のところ、わが国ではあまり見られない。ただし、厚労省の国民健康・栄養調査10では所得と生活習慣等に関する状況について、所得の低い世帯では、所得の高い世帯と比較して、穀類の摂取量が多く野菜類や肉類の摂取量が少ない、習慣的に喫煙している者の割合が高い、健診の未受診者の割合が高い、歯の本数が20歯未満の者の割合が高いということを報告している。こうした状況は、余命と関連すると思われる

⁷⁾ 内閣府子ども・子育て本部少子化対策webページhttp://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/mikonritsu.html(2016年7月10日最終確認)

⁸⁾ 脚注5, pp.246-248。

⁹ 詳細は,https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/jukyu-yoken/index.html 日本年金機構のページを参照のこと (2016年7月10日最終確認)

¹⁰⁾ 厚生労働省 平成26年「国民健康・栄養調査」の結果http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000106405.html (2016年7月11日最終確認)

表2 非正規雇用者の新規裁定時の年金額

	加入期間	(月)		120	180	240	300	360	420	480
2035	基礎年金			16252	24378	32504	40630	48756	56882	65008
	報酬比	平均年収	325	15658	23486	31315	39144	46973	54801	62630
	例部分	(万円)	275	13249	19873	26497	33122	39746	46370	52995
			225	10840	16260	21680	27100	32520	37939	43359
			175	8431	12646	16862	21077	25293	29508	33724
2040	基礎年金			15610	23414	31219	39024	46829	54633	62438
	報酬比	平均年収	325	18620	27930	37240	46549	55859	65169	74479
	例部分	(万円)	275	15755	23633	31510	39388	47266	55143	63021
			225	12891	19336	25781	32227	38672	45117	51563
			175	10026	15039	20052	25065	30078	35091	40104
2045	基礎年金			15620	23430	31240	39050	46860	54670	62480
	報酬比	平均年収	325	19974	29961	39948	49935	59922	69909	79896
	例部分	(万円)	275	16901	25352	33802	42253	50703	59154	67604
			225	13828	20742	27656	34570	41484	48398	55313
			175	10755	16133	21510	26888	32266	37643	43021
2050	基礎年金			17125	25688	34250	42813	51375	59938	68500
	報酬比	平均年収	325	21836	32754	43672	54590	65508	76426	87344
	例部分	(万円)	275	18477	27715	36953	46191	55430	64668	73906
			225	15117	22676	30234	37793	45352	52910	60469
			175	11758	17637	23516	29395	35273	41152	47031

注)マクロ経済スライドを適用,2014年財政検証のケースEを採用 出所) 筆者計算

表3 65歳以上の男女別平均余命

	平均	余命		平均	余命
年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
65	19.29	24.18	80	8.79	11.71
66	18.51	23.30	81	8.22	10.99
67	17.74	22.42	82	7.69	10.29
68	16.98	21.54	83	7.18	9.62
69	16.23	20.67	84	6.70	8.97
70	15.49	19.81	85	6.24	8.35
71	14.76	18.95	86	5.82	7.75
72	14.04	18.10	87	5.41	7.18
73	13.33	17.25	88	5.03	6.64
74	12.63	16.42	89	4.68	6.13
75	11.94	15.60	90	4.35	5.66
76	11.27	14.79	91	4.04	5.22
77	10.62	13.99	92	3.76	4.82
78	9.99	13.21	93	3.49	4.45
79	9.37	12.45	94	3.25	4.11

出所) 厚生労働省「平成26年 簡易生命表|

が、上述のように余命は所得階層ごとには分かれていないので、生命表を利用する。

また、藤本(2009)では単年度の収支を考察するのみで、老後期の時系列的な変化は追っていな

かった。藤本 (2009) の表5には対照となる住居費 だけを除いた消費支出額を示されているが、なぜ 住居費だけを除けば最低限の生活を維持する消費 水準になるのかの説明は全くない。また.加齢 (単身の効果も考えられる) による食費の構造変 化 (例えば、中食の増加;店舗で購入した弁当・ 惣菜などの調理済み品やインスタント食品を持ち 帰って食べる食事形態が増加すること) にも配慮 が全くない(現実にこれを実行することはとても 難しいのだが)。恐らく、藤本(2009)は、基礎的 消費支出を対照とすべきであると考えたものと推 察できる。一般に、支出弾力性が1.00未満の支出 項目は基礎的支出(必需品的なもの)に分類され、 食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該 当する。1.00以上の支出項目は選択的支出(贅沢 品的なもの) に分類され、教育費、教養娯楽用耐 久財, 月謝類などが該当する。

問題は、非正規雇用者の高齢期の消費実態が不明なことである。勤労世帯の場合、基本的に正規雇用であった現在の高齢単身世帯の統計数値を利

(千円)

男性 女性 消費支出 消費支出 収入階級 消費支 基礎的消 基礎的消 消費支 サンプル サンプル に占める 貯蓄 に占める 貯蓄 (万円) 出額 費支出 出額 費支出 割合 割合 平均 21% 111 156 42 25% 1,903 83 161 34 1,489 -100 4 25% 215 6 111 17% 100-150 93 23 19 203 150-200 6 110 33 30% 1,378 11 118 29 25% 643 16 138 886 200-250 33 24% 1.637 25 149 33 22% 250-300 15 133 42 31% 1, 163 9 212 46 22% 766 300-350 26 137 42 31% 1,093 142 41 29% 3, 104 12 146 37 8 141 32 350-400 26% 1.325 23% 2.001 27 400-500 184 53 29% 3,413 10 284 44 15% 2, 106 500-600 3 135 53 39% 3, 594 1 600+ 2

表4 対照とする基礎的消費支出と消費支出

出所) 総務省統計局「全国消費実態調査 平成27年」男女,年間収入階級別1世帯当たり1カ月間の収入と支出(単身世帯のうち勤労者世帯) 30歳未満

用して、将来の非正規単身世帯の消費を占うこと は不可能である。たとえ現在が単身者でも、その 中には離死別経験者や離れて住む子が居る場合も 統計に含まれるし、また、預貯金が1千万を超えて いる場合もある。そこで、全国消費実態調査から 男女. 年間収入階級別1世帯当たり1カ月間の収入 と支出表(単身世帯のうち勤労者世帯)から、30 歳未満で、かつ上述した年金額の試算に用いる年 収を勘案し、年間収入が300~350万円から 100~150万円の単身世帯男女の基礎的消費を取っ た。そして、その年齢の消費生活がそのまま変わ らないと仮定して分析を進める。もちろん、サン プルの大きさが十分ではないことや予想外に貯蓄 をしていること (家計簿を付けられる=几帳面な 性格というバイアスか)等の問題はあるが、最大 の問題は、やはり、加齢に伴う消費行動の変化で ある。基礎的消費のうち、食費に関しては、中食 の比率が15~30%というのは若い世代も高齢世代 も余り変わりがない。光熱費は、特に冬季に高齢 者の方がかさむかもしれないが、これは誤差の範 囲と考えられる。一方、保健医療サービスについ ては、高齢者・低所得者といってもある程度は掛 かってくる。残念ながら、全国消費実態調査の公 表データでは年収別に単身世帯高齢者の消費支出 は報告されていない。そこで、65歳以上の男女、 年齢階級別1世帯当たり1カ月間の収入と支出表の

保健医療サービスの平均値(男性6,921円, 女性8,179円)を表4の基礎的消費に加えて収支を算出する。

すなわち、分析の方法をまとめると

- (a) 就職氷河期(1970年から1985年生まれ)の試 算(辻 2008を参考)
- (b) 基礎年金および報酬比例部分の年金額の算定 には式4を利用する
- (c) 基礎年金額,報酬比例部分および基礎的消費 支出は,基本推計として2014年の財政検証の 経済的仮定E,低位推計として同じく財政検 証の経済的仮定Hに従う(推計基礎年金額, 推計報酬比例部分,そして推計基礎的消費支 出と称する)
- (d) 非正規雇用者の平均的な平均標準報酬額は表 1に従う。
- (e) 対照する基礎的消費支出は表4に従うとなる。

V 分析結果

表5には基本推計の計基礎年金 マイナス 推 計基礎的消費支出を示している。月の収支ではな く、年金受給開始から65歳から余命まで生きた場 合の収支を試算した。結果として、年間収入階級 のすべてで推計基礎年金の金額が推計基礎的消費 支出の金額を上回ることはなかった。年間収入が高い階層がもう少し節約に努めれば420カ月以上の加入で推計基礎年金 マイナス 推計基礎的消費支出は黒字となる(最低加入期間を10年とした場合、年収によって異なるが、約1,000万円~1.350万円の赤字となる)。

また、厚労省『事業年報』"の老齢基礎年金の平均額をみると54,414円で、これは加入期間に直せば402カ月程度になる。すなわち、平均的な基礎年金を受け取れれば、基礎的消費支出はなんとか賄えるということになっている(年収が低いほど収支が良いのは、年収の高いほど基礎的消費支出の金額が高いことによるが、男女で結果が異なるのは、やはり小さなサンプルから基礎的消費支出を持ってきている影響と考えられる表4参照)。男女別で見た場合、おおむね男性の方が赤字は小さい。やはり、現役時代の若干の収入格差が年金受給期にも響いていることになる。

一方、低位推計の方は、おおむね基本推計と同

様な結果であるが、加入期間が短いか、または、収入が低い方が基本推計と比べて赤字が少なくなるという傾向がある。これは、収入の低さが基礎的消費支出を抑制し、かつ低位推計の場合は年金額の改定率は小さいが物価の伸びも小さいという理由がある。言い換えれば、低年金者にとっては低位推計の方が基本推計よりも望ましいという皮肉な結果となっている(もっとも、低位推計の基礎となる経済状態で年金制度が維持できるかという問題は残されるが、ここではこれ以上立ち入らない)。

報酬比例部分が加われば、20年ほどの加入期間でも収支がすべて黒字になることを示すのが表7である。これは至極当然のことであり、年金額が上乗せされているので、収支は大きく改善することになる。基本推計でも低位推計の場合でも、240カ月の加入で試算基礎的消費支出を賄うことが出来る(加入期間が5年足りないので、国民年金で5年分の保険料を納める必要はある)。すべての

(千円)

表5 基本推計 推計基礎年金-推計基礎的消費支出

	加入期間 (月)	男性							女性						
	収入階級 (万円)	120	180	240	300	360	420	480	120	180	240	300	360	420	480
	325	-11,741	-9,351	-6,961	-4,571	-2,181	210	2,600	-12,055	-9,664	-7,274	-4,884	-2,494	-104	2,287
2035	275	-11,542	-9,152	-6,761	-4,371	-1,981	409	2,800	-13,613	-11,223	-8,833	-6,442	-4,052	-1,662	728
2035	225	-9,084	-6,694	-4,304	-1,913	477	2,867	5,257	-9,642	-7,251	-4,861	-2,471	-81	2,310	4,700
	175	-9,126	-6,736	-4,346	-1,956	434	2,825	5,215	-8,683	-6,293	-3,903	-1,513	878	3,268	5,658
	325	-12,936	-10,447	-7,958	-5,468	-2,979	-490	1,999	-13,276	-10,787	-8,297	-5,808	-3,319	-830	1,660
2040	275	-12,720	-10,230	-7,741	-5,252	-2,763	-273	2,216	-14,966	-12,477	-9,987	-7,498	-5,009	-2,519	-30
2040	225	-10,055	-7,566	-5,076	-2,587	-98	2,392	4,881	-10,659	-8,170	-5,681	-3,191	-702	1,787	4,276
	175	-10,101	-7,612	-5,122	-2,633	-144	2,346	4,835	-9,620	-7,131	-4,642	-2,152	337	2,826	5,316
	325	-14,093	-11,379	-8,664	-5,950	-3,235	-521	2,193	-14,463	-11,749	-9,035	-6,320	-3,606	-891	1,823
2045	275	-13,857	-11,143	-8,428	-5,714	-2,999	-285	2,429	-16,305	-13,590	-10,876	-8,161	-5,447	-2,733	-18
2045	225	-10,953	-8,239	-5,524	-2,810	-96	2,619	5,333	-11,612	-8,898	-6,183	-3,469	-754	1,960	4,675
	175	-11,003	-8,289	-5,575	-2,860	-146	2,569	5,283	-10,480	-7,765	-5,051	-2,336	378	3,093	5,807
	325	-14,866	-11,606	-8,346	-5,085	-1,825	1,435	4,695	-15,271	-12,011	-8,751	-5,491	-2,231	1,029	4,289
2050	275	-14,607	-11,347	-8,087	-4,827	-1,567	1,693	4,953	-17,288	-14,028	-10,768	-7,508	-4,248	-988	2,272
2000	225	-11,644	-8,322	-4,999	-1,677	1,645	4,967	8,290	-12,379	-9,057	-5,735	-2,412	910	4,232	7,555
	175	-11,926	-8,539	-5,153	-1,767	1,620	5,006	8,393	-11,330	-7,943	-4,557	-1,170	2,216	5,602	8,989

注) 男性については65~85歳まで、女性については65歳~90歳までの累計

平成24年財政検証の経済的仮定Eを採用

出所) 筆者計算

¹¹⁾ 厚生労働省年金局『厚生年金保険・国民年金事業年報 平成26年版』総括表(国民年金)14, http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001148498 (2016年7月11日最終確認)

(千円)

表6 低位推計 推計基礎年金-推計基礎的消費支出

	加入期間 (月)	男性							女性						
	収入階級 (万円)	120	180	240	300	360	420	480	120	180	240	300	360	420	480
	325	-11,139	-8,871	-6,604	-4,336	-2,069	199	2,466	-11,436	-9,168	-6,901	-4,633	-2,366	-98	2,169
2035	275	-10,949	-8,682	-6,414	-4,147	-1,879	388	2,656	-12,914	-10,647	-8,379	-6,112	-3,844	-1,577	691
2033	225	-8,618	-6,350	-4,083	-1,815	452	2,720	4,987	-9,146	-6,879	-4,611	-2,344	-76	2,191	4,459
	175	-8,658	-6,390	-4,123	-1,855	412	2,680	4,947	-8,237	-5,970	-3,702	-1,435	833	3,100	5,368
	325	-11,899	-9,609	-7,319	-5,030	-2,740	-451	1,839	-12,211	-9,921	-7,632	-5,342	-3,053	-763	1,527
2040	275	-11,699	-9,410	-7,120	-4,831	-2,541	-251	2,038	-13,765	-11,476	-9,186	-6,896	-4,607	-2,317	-28
2040	225	-9,248	-6,959	-4,669	-2,380	-90	2,200	4,489	-9,804	-7,515	-5,225	-2,935	-646	1,644	3,933
	175	-9,291	-7,001	-4,711	-2,422	-132	2,157	4,447	-8,849	-6,559	-4,269	-1,980	310	2,600	4,889
	325	-12,506	-10,097	-7,689	-5,280	-2,871	-462	1,946	-12,835	-10,426	-8,017	-5,608	-3,200	-791	1,618
2045	275	-12,297	-9,888	-7,479	-5,070	-2,662	-253	2,156	-14,469	-12,060	-9,651	-7,242	-4,834	-2,425	-16
2045	225	-9,720	-7,311	-4,902	-2,494	-85	2,324	4,733	-10,304	-7,896	-5,487	-3,078	-669	1,739	4,148
	175	-9,764	-7,355	-4,947	-2,538	-129	2,280	4,688	-9,299	-6,891	-4,482	-2,073	336	2,744	5,153
	325	-12,660	-9,884	-7,107	-4,331	-1,554	1,222	3,998	-13,005	-10,229	-7,453	-4,676	-1,900	877	3,653
2050	275	-12,440	-9,663	-6,887	-4,111	-1,334	1,442	4,218	-14,723	-11,947	-9,170	-6,394	-3,618	-841	1,935
2000	225	-9,829	-7,024	-4,220	-1,416	1,389	4,193	6,997	-10,449	-7,645	-4,841	-2,036	768	3,572	6,377
	175	-9,975	-7,143	-4,310	-1,478	1,355	4,187	7,020	-9,477	-6,644	-3,812	-979	1,853	4,686	7,519

注) 男性については65~85歳まで、女性については65歳~90歳までの累計

平成24年財政検証の経済的仮定Hを採用

出所) 筆者計算

表7 基本推計 推計基礎年金+推計報酬比例-推計基礎的消費支出 (千円)

	加入期間 (月)	男性							女性						
	収入階級 (万円)	120	180	240	300	360	420	480	120	180	240	300	360	420	480
	325	-7,136	-2,443	2,250	6,943	11,636	16,329	21,022	-7,449	-2,756	1,937	6,630	11,323	16,016	20,719
2035	275	-7,645	-3,306	1,033	5,372	9,710	14,049	18,388	-9,716	-5,377	-1,039	3,300	7,639	11,978	16,317
2033	225	-5,896	-1,911	2,073	6,058	10,042	14,027	18,011	-6,453	-2,469	1,516	5,500	9,485	13,469	17,454
	175	-6,647	-3,016	614	4,244	7,874	11,505	15,135	-6,203	-2,573	1,057	4,687	8,318	11,948	15,578
	325	-6,998	-1,539	3,920	9,378	14,837	20,296	25,754	-7,337	-1,879	3,580	9,039	14,497	19,956	25,415
2040	275	-7,695	-2,693	2,309	7,311	12,313	17,315	22,316	-9,941	-4,939	63	5,065	10,067	15,069	20,070
2040	225	-5,944	-1,399	3,146	7,692	12,237	16,782	21,327	-6,548	-2,003	2,542	7,087	11,632	16,177	20,722
	175	-6,903	-2,815	1,273	5,361	9,450	13,538	17,626	-6,422	-2,334	1,754	5,842	9,930	14,018	18,107
	325	-7,151	-966	5,220	11,406	17,591	23,777	29,962	-7,521	-1,336	4,850	11,035	17,221	23,406	29,592
2045	275	-7,983	-2,332	3,320	8,971	14,623	20,275	25,926	-10,431	-4,779	872	6,524	12,175	17,827	23,479
2043	225	-6,147	-1,030	4,088	9,205	14,323	19,440	24,558	-6,806	-1,688	3,429	8,547	13,664	18,782	23,899
	175	-7,265	-2,682	1,902	6,485	11,069	15,652	20,236	-6,742	-2,158	2,425	7,009	11,592	16,176	20,579
	325	-6,552	865	8,282	15,699	23,116	30,534	37,951	-6,957	460	7,877	15,294	22,711	30,128	37,545
2050	275	-7,572	-795	5,983	12,760	19,538	26,315	33,093	-10,254	-3,476	3,301	10,079	16,857	23,634	30,412
2030	225	-5,779	477	6,732	12,987	19,242	25,497	31,752	-6,514	-259	5,996	12,252	18,507	24,762	31,017
	175	-7,276	-1,564	4,147	9,859	15,571	21,282	26,994	-6,680	-968	4,743	10,455	16,167	21,878	27,590

注) 男性については65~85歳まで、女性については65歳~90歳までの累計

平成24年財政検証の経済的仮定Eを採用

出所) 筆者計算

	加入期間 (月)	男性							女性						
	収入階級 (万円)	120	180	240	300	360	420	480	120	180	240	300	360	420	480
	325	-6,769	-2,317	2,135	6,587	11,039	15,491	19,943	-7,067	-2,615	1,838	6,290	10,742	15,194	19,646
2035	275	-7,252	-3,136	980	5,096	9,212	13,328	17,444	-9,217	-5,101	-985	3,131	7,247	11,363	15,479
2035	225	-5,593	-1,813	1,967	5,747	9,527	13,307	17,086	-6,122	-2,342	1,438	5,218	8,998	12,778	16,558
	175	-6,305	-2,861	582	4,026	7,470	10,914	14,358	-5,885	-2,441	1,003	4,447	7,890	11,334	14,778
	325	-6,436	-1,415	3,605	8,626	13,647	18,668	23,689	-6,749	-1,728	3,293	8,314	13,334	18,355	23,376
2040	275	-7,077	-2,477	2,124	6,724	11,325	15,926	20,526	-9,143	-4,543	58	4,659	9,259	13,860	18,460
2040	225	-5,467	-1,286	2,894	7,075	11,255	15,435	19,616	-6,023	-1,842	2,338	6,519	10,699	14,880	19,060
	175	-6,349	-2,589	1,171	4,931	8,692	12,452	16,212	-5,907	-2,147	1,613	5,373	9,134	12,894	16,654
	325	-6,346	-857	4,632	10,121	15,610	21,099	26,588	-6,674	-1,185	4,304	9,793	15,282	20,770	26,259
2045	275	-7,084	-2,069	2,946	7,961	12,976	17,991	23,006	-9,256	-4,241	774	5,789	10,804	15,819	20,834
2043	225	-5,455	-914	3,627	8,169	12,710	17,251	21,792	-6,039	-1,498	3,043	7,584	12,125	16,666	21,208
	175	-6,447	-2,380	1,687	5,755	9,822	13,889	17,957	-5,982	-1,915	2,152	6,220	10,287	14,354	18,422
	325	-5,580	737	7,053	13,370	19,686	26,003	32,319	-5,925	391	6,708	13,025	19,341	25,658	31,974
2050	275	-6,449	-677	5,095	10,867	16,639	22,411	28,182	-8,732	-2,960	2,812	8,583	14,355	20,127	25,899
2000	225	-4,878	402	5,682	10,962	16,242	21,522	26,801	-5,498	-218	5,061	10,341	15,621	20,901	26,181
	175	-6,086	-1,308	3,469	8,246	13,024	17,801	22,578	-5,587	-810	3,968	8,745	13,522	18,299	23,077

注) 男性については65~85歳まで、女性については65歳~90歳までの累計

平成24年財政検証の経済的仮定Eを採用

出所) 筆者計算

結果に共通することは制度への加入期間が大切であると言うことである。とくに、基礎年金は加入期間に比例して年金額が決まるので、可能なら免除ではなく保険料を支払うことが望ましい。最悪でも、2分の1免除にとどめられれば、加入可能期間の4分の3(360カ月)加入したことになる(望むべくは、5年以上の厚生年金加入期間があれば、基礎的消費はなんとか賄えることになる)。

VI おわりに

本稿では現行の社会保障制度の下で、非正規雇用者の老後生計費を試算し、非正規雇用者の将来の困窮の程度を示した。方法は単純で、試算年金所得 マイナス 試算基礎的消費支出を作成し、これが赤字か黒字かで評価する。試算の結果、平均的な基礎年金を受け取ることができれば、おおむね基礎的消費支出は賄うことができることが分かった。その意味で、基礎年金はその役割は果た

していることになる。ただし、免除や未納は禁物で、試算によれば、少なくとも400カ月以上の保険料の支払いが必要であることがわかった(厚生年金に加入期間があれば、もう少し短い加入期間でも基礎的消費支出を賄うことは可能である)。ただし、厚生労働省の国民年金被保険者実態調査を見ると、経年的に保険料の未払い理由の項目として"保険料が高く、経済的に支払うのが困難"とする場合が増えている。国民年金の保険料を支払い、かつ、貯蓄もできるように非正規雇用者の賃金設定を再考する必要がある。

もっとも、深刻なのは要介護状態になった場合である。上述したように、今回の試算は要介護状態にはなっていないことを前提にして進めてきた。厚生労働省の介護サービス情報公表システム¹²⁰によると、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の1カ月の自己負担の目安は、要介護5の者が多床室を利用した場合で月101,700円(施設サービス費1割自己負担込み)、要介護5の者がユ

¹²⁾ http://www.kaigokensaku.jp/commentary/fee.html (2016年7月1日最終確認)

ニット型個室を利用した場合で月139,000円(施設サービス費1割自己負担込み)掛かることになる。もちろん,所得段階による調整や特定入所者介護サービス費(負担限度額認定)という制度もあるが,それでも一定程度の費用は掛かる。上述のように,本稿における試算では医療・介護リスクを十分に検討していないので,この備えは必要となる。上述したように厚労省国民健康・栄養調査によれば,低所得者が気をつけなければならないこととして,野菜類や肉類の摂取量を多くする,禁煙,健診の受診,口腔ケアをあげている。特に本稿で考察した若年の非正規雇用には高齢期になるまで時間があるので,医療・介護リスクを最小にすることが望まれる(これらのことは正規雇用者にも共通する)。

参考文献

- 有森美木(2007)「先進各国の公的年金制度と高齢低所得者対策」、『海外社会保障研究』、No.158、pp.45-59、国立社会保障・人口問題研究所。
- 浅尾裕ほか(2015)「雇用ポートフォリオの動向と非正規の正規雇用化に関する暫定レポート」, 労働政策研究・研究機構, 資料シリーズNo.148。
- 伊藤純(2011)「高齢者世帯の家計収支構造と生活の社会化に伴う「新家計支出」の発生状況」、『學苑』 Vol.844, pp.60-74, 昭和女子大学。
- 伊藤セツ (1990) 『経済学叢書15家庭経済学』, 有斐閣。 岩田正美 (1989) 『老後生活費―今日と明日』, 法律文 化社。
- 厚生労働省(2014)『平成26年財政検証結果レポートー 「国民年金及び厚生年金に係る財の現況及び見通し」 (詳細版) 一』, 厚生労働省年金局数理課。
- 駒村康平・山田篤弘(2007),「年金制度への強制加入への根拠―国民年金の未納・未加入に関する実証分析―」,『会計検査研究』No.35, pp.31-49。
- 是枝俊悟(2013)「消費税増税等の家計への影響試算」,

- 『税制A to Z』、大和総研。
- 辻明子(2008)「就職氷河期世代の老後に関するシミュレーション」,総合研究開発機構『就職氷河期世代のきわどさ―高まる雇用リスクにどう対応すべきか』NIRA研究報告書,pp.114-123。
- 佐藤博樹ほか (2010)「非正規社員のキャリア形成―能力開発と正社員転換の実態―」, 労働政策研究・研究機構, 労働政策研究報告書 No.117。
- 総務省統計局(2015)「最近の正規・非正規雇用の特徴」, 統計 Today No.97, http://www.stat.go.jp/info/today/097.htm(2016年7月11日最終確認)
- 高山憲之・有田冨美子 (1992a) 「高齢夫婦世帯の所得・ 消費・資産」 『経済研究』 Vol.43, No.2, pp.158-178, 一橋大学経済研究所。
- (1992b)「高齢単身世帯の所得・消費・資産」 『一橋論叢』、Vol.107、No.6、pp.780-798、一橋大学。 豊田哲也(2011)「都道府県別に見た世帯所得の分布と 平均寿命の変化-地域の所得格差は健康を損なうか -」『人間科学研究』Vol.19、pp.87-100。
- 藤本裕三(2009)「非正規雇用者と老後所得」,『日本年金学会誌』, No.28, pp.1-10。
- Raj Chetty et al. (2016) "The Association Between Income and Life Expectancy in the United States, 2001-2014", IAMA, Vol.315, No.16, pp.1750-1766.
- 山田篤裕 (2012)「高齢期における所得格差と貧困 脆弱なセーフティネットと勤労所得への依存」, 橋木 俊韶 (編著) 『格差社会』, pp.147-164, ミネルヴァ書房。
- 山本克也(2013)「2025年の医療・介護費用試算と高齢者世帯の家計」、国立社会保障・人口問題研究所編『地域包括ケアシステム:「住み慣れた地域で老いる」社会を目指して』、慶応義塾大学出版会、pp.217-239。
- (2014)「2025年までの年金・賃金収入の家計 維持能力」、『生活経済学研究』Vol.39、pp.27-40。
- 吉原健二 (1987)『新年金法61年金改革・解説と資料』 全国社会保険協会連合会。

(やまもと・かつや)

The simulation of non-regular workers' old age living expense under the current social security system; preliminary considerations

Katsuya YAMAMOTO*

Abstract

In this study, we calculate the non-regular worker's aged living expense and show the difficulty of future their living. The studious way is simple, calculating the future amount of the basic pension benefit and the amount of basic consumption cost, we make the balance of them. In the result of our calculation, if the non-regular workers could get the average amount of the basic pension benefit, it would cover their basic consumption cost. As our calculations say too, the basic pension benefit with enough participation periods would cover the amount of the basic consumption cost and this shows the role of basic pension system sufficiently is completed. As the exempt of basic pension insurance fee or evading the basic pension insurance fee more than 400 months to finance the basic consumption cost.

As our calculations carried out under good health condition of non-regular workers, we did not carefully mention the future health care and long term care risk of them. The National Health and Nutrition Survey 2014 shows the relatively poor people'bad custom, smoking, not accepting health check and oral health check, and not eating vegetables and good protein food like meat and fish. In particular, young non-regular workers have a time before they get old, they must check up for their health, make the health care and long term care risk minimize for their old age living expense.

Keywords: non-regular worker, old age living expense, basic pension, basic consumption

^{*} Senior Researcher, National Institute of Population and Social Security Research